

【目標1】 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる													
施策1	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)		(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
障害と障害のある人への理解の促進	誰もが互いにその人らしさを大切にしよう地域社会となっている。	「共に生きる社会の推進」についての満足度（市民意識調査）（％）	20	29	36	17.9		19.6	18.2	17.8	15.3	15.9	
主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定				令和5年度実績			令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業【啓発事業分】 【障害福祉課】	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います。	障害者週間に合わせて市広報誌を通じて啓発を行ったほか、市役所1階および障害者福祉センターにおいて啓発パネルの展示や、幟旗の掲揚を行うなど、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行いました。	障害者週間の啓発パネルの展示など、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行います				障害者週間に合わせて市広報誌を通じて啓発を行ったほか、市役所1階および障害者福祉センターにおいて啓発パネルの展示や、幟旗の掲揚を行うなど、障害に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動を行いました。						B
各種団体活動費補助金事務 【障害福祉課】	障害者団体等の活動費の一部を補助すること、団体等の活動を促進します。	障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、障害者と地域住民の交流の場の提供や、研修事業、また、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行いました。 ・補助実施数 8箇所	障害者と地域住民の交流の場の提供や、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行います。				障害者団体の活動を支援するために補助金を交付し、障害者と地域住民の交流の場の提供や、研修事業、また、広報誌を用いた啓発活動などを行い、障害の理解促進を行いました。 ・補助実施数 8箇所						B
精神保健福祉対策事業 (障害福祉課) 【健康増進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	こころの健康づくりについて、広報くさつやホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催等を通して啓発活動に取り組みました。	市民がこころの健康づくりへの理解を深められるよう、広報くさつやゲートキーパー養成研修の開催等により啓発活動を行います。				こころの健康づくりについて、広報くさつやホームページ、ゲートキーパー養成研修の開催等を通して啓発活動に取り組みました。また、関係機関や市民の声を踏まえた啓発資料を作成、配布しました。						B
障害者福祉推進事務 【障害福祉課】	・障害者週間を通じた啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進に努めます。 ・障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮を促進するとともに、既存の協議会に地域協議会の機能を付加するなど、地域協議会の設置に向けて検討します。	・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・聴覚障害者の理解を深めるために、動画掲載を行った他、視覚障害者への理解を深めるため、インタビュー記事に掲載し啓発を行いました。	・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて、啓発やロゴ・マークの普及、障害福祉の用語などの知識普及と理解促進を行います。 ・障害者差別解消法の浸透を図り、地域協議会の設置に向けた検討も行います。				・障害者週間に合わせて市広報誌を通じて合理的配慮の社会づくりの普及、理解促進に努めました。 ・市ホームページにおいても、合理的配慮の提供や共生社会ステッカー等の市や滋賀県の事業の周知に努めました。						B
体験実践活動推進事業 【学校政策推進課】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	新型コロナウイルス感染症の防止対策を図り、障害者理解について、総合的な学習の時間等で学習を進め、体験を通して理解が深まるよう、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、体験活動や講演会を実施しました。 ・実施校：市立全小中学校（20校） （→実施率100％）	教科、特別活動、道徳、総合的な学習の時間で、障害者理解について、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流や、講演会等を実施したり、車いすやアイマスク等の体験活動を通して理解を深める取り組みを実施します。 ・市立全小中学校（20校）で実施予定				障害者理解について学習を深めるため、各学校において教科、特別活動、総合的な学習の時間を活用し、各関係団体と連携を取りながら、障害者との交流をはじめ、車いす、アイマスク等の体験的な活動や講演会を実施しました。 ・実施校：市立全小中学校（20校） （→実施率100％）						A
人権センター自主事業 【人権センター】	こころの健康づくりについて啓発するとともに、一層の市民認知の広がりが求められる精神障害・発達障害・難病・高次脳機能障害などに関して、知識普及と意識啓発に取り組みます。	人権セミナー（全8回）において、7月5日（火）に龍谷大学他非常勤講師 松波 めぐみさんを講師に迎え、「誰も取り残さない社会のために ～コロナ禍と障害者差別解消法を通して～」という演題でセミナーを実施しました。 人権警察活動の一環として開催している人権啓発パネル展において、障害者への理解を深めるため、障害者の人権啓発パネルの掲示を行いました。 期間：1月16日～1月17日 場所：キラリエ草津 303会議室	第35回「いのち・愛・人権のつどい」では「障害者の人権」をテーマとして開催を予定しており、障害のある人もない人も、互いに理解し合い、誰もがいきいきと暮らせる心豊かな社会づくりを目指します。 また、人権セミナー（様々な人権課題を学習）や啓発パネル等を通して、障害への正しい理解を深めるとともに、障害者を含めすべての人の人権が尊重された共生社会の実現に向けて啓発事業の展開を図ります。				第35回いのち・愛・人権のつどい」を障害者の人権をテーマとして9月23日（土）に開催し、講師による講演、障害者スポーツ体験や盲導犬とのふれあい体験などを実施しました。 また、人権セミナー（全9回）の第2回（7月21日開催）において、関西盲導犬協会の前田真里さんを講師として、障害者の人権をテーマに講演を行いました。これらイベントや啓発誌を通じて、障害への正しい理解を深め、すべての人の人権が尊重される共生社会の実現に向けた啓発を行いました。						B

【目標1】 すべての人権が守られ、一人ひとりの尊厳が保たれる													
施策2	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)		
権利擁護と虐待の防止	障害のある人の権利を守る仕組みがより周知されている。	成年後見制度利用に係る相談人数(人)	28	31	34	27	27	23	23	20	30		
主な事業	内容		令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者虐待防止対策支援事業	・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言等を行います。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の強化を図ります。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・障害者虐待防止法の周知啓発を行います。		・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、滋賀県と共に立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行いました。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得て、支援体制の専門性の強化を図りました。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の準備を行いました。 ・基幹相談支援センターと連携し、虐待対応を行いました。また、令和4年度から障害者虐待防止の更なる推進について、事業所の運営規程に義務化となった内容を盛り込むよう案内をして、周知を図りました。	・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付けるとともに、必要時の立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行います。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得ること、支援体制の専門性の強化を図ります。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の確保を行います。 ・基幹相談支援センターと連携し、虐待対応を行うとともに、事業所への虐待防止の更なる推進のため、障害者虐待対応マニュアル内容を広報し、障害者虐待防止法の周知啓発、虐待の未然防止および早期発見を行います。	・障害者虐待防止センターを設置し、虐待発見時の通報や相談を24時間受け付け、滋賀県と共に立ち入り調査や、当事者に対して相談に基づく助言等を行いました。 ・弁護士等の専門家に障害者虐待事案への対応方法について専門的な助言を得て、支援体制の専門性の強化を図りました。 ・緊急避難的な措置として、被虐待者を一時的に保護するための居室の準備を行いました。 ・基幹相談支援センターと連携し、虐待対応を行いました。また、虐待防止センターとして、虐待防止研修を実施し、周知啓発活動を行いました。							B	
【障害福祉課】													
成年後見制度利用支援事業	・湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じ市民後見人の育成に向けた検討を行います。 ・後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。		・湖南福祉圏域の4市からNPO法人もだまに委託し、成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図りました。 (相談件数) 20件 ・4市で湖南福祉圏域の状況を確認し、中核機関および協議会の設置、成年後見制度の利用促進に係る計画の整備に係る検討を行いました。 ・後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図りました。 (助成延べ件数) 17件	・湖南福祉圏域の4市からNPO法人に委託している成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図ります。 ・後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図ります。 ・成年後見制度利用促進に関する中核機関および協議会の設置、成年後見制度の利用促進に係る計画の整備を行います。 ・湖南福祉圏域の状況を見極めた上で、必要に応じて法人後見人ならびに市民後見人の育成について検討を行います。	・湖南福祉圏域の4市からNPO法人もだまに委託し、成年後見制度利用促進事業を通して、制度の周知と利用の促進を図りました。 (相談件数) 30件 ・4市で湖南福祉圏域の状況を確認し、中核機関および協議会の設置、成年後見制度の利用促進に係る計画の整備に係る検討を行いました。 ・後見開始等の手続きの申立てに要する経費や後見人等の報酬の助成を行い、障害のある人の権利の擁護を図りました。 (助成延べ件数) 15件							B	
【障害福祉課】													

【目標2】いのちと健康を守ることができる													
施策3	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)		
疾病等の予防と早期発見・早期対応	発達に支援が必要な子どもに、早期・確実に適切な対応がされる。	乳幼児健診後のフォローの場である親子教室への参加人数（人）	74	77	81	73	58	49	73	68	70		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定			令和5年度実績			令和6年度取組予定	方向性	評価
妊婦健診事業 【子育て相談センター】	妊婦（母子）への健（検）診を行います。	妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行いました。 ・受診延人数 12,587人			妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行います。			妊婦の健康管理の充実及び経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるように、母子健康手帳交付時に、妊婦健診受診券の交付を行いました。 ・受診延人数 12,908人					B
総合相談事業、妊娠出産包括支援事業 【子育て相談センター】	母子健康手帳発行時の全妊婦相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談支援を行い、時期を通じた情報提供、禁煙・禁酒指導や産後ケア事業など母子の健康保持・増進の支援に努めます。	母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めました。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めました。さらに、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めました。 ・母子健康手帳交付時相談者数 1,216人 ・随時相談者数 892人 対象人数 870人 ・産後電話者数 866人 実施率 99.5% ・産後ケア利用者実数（宿泊）13人（訪問）2人			母子健康手帳交付時に全妊婦への相談をはじめとして、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供や不安の軽減に努めます。オンライン相談については、利用者がより利用しやすい環境づくりに努めてまいります。また、産後電話・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減に努め、安心して子育てが出来るよう支援します。 また、産後早期の産婦健康診査について受診券を交付し、産後うつの予防や医療機関との連携を強化し、産後の切れ目のない支援の充実を図ります。			母子健康手帳交付時に全妊婦に対し相談を行い、妊娠・出産・子育ての総合相談を実施し、安心して子育てが出来るよう必要な情報の提供・不安の軽減に努めました。また、窓口やホームページにおいてオンライン相談の周知・啓発を行い、様々な方法で相談を受けられる体制を準備し、不安の軽減に努めました。さらに、産後電話・産婦健診・産後ケアを通じて、産後間もない産婦への不安軽減・支援に努めました。 ・母子健康手帳交付時相談者数 1,220人 ・随時相談者数 963人 ・産後電話者数 対象人数 1,001人 実施人数 997人 実施率 99.6% ・産後ケア利用者実数（宿泊）37人（訪問）5人 ・産婦健診受診件数（産後2週間）840件（産後1か月）888件					B
育児等健康支援事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診後の発達フォローの場として親子教室を運営し、発達相談等を実施しながら早期療育につなぎます。	発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減に努めました。 利用児実数 1クール目：23人 2クール目：21人 3クール目：24人 計68人			発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減を図ります。			発達に経過観察を要する児や、育てにくさを抱える親子に対し、親子での遊びを通して学びや体験等から発達を促す。また、他の親子のつながりや親支援を行うことで、育児不安や負担の軽減に努めました。 利用児実数 1クール目：20人 2クール目：24人 3クール目：26人 計70人					B
乳幼児健診事業 【子育て相談センター】	乳幼児健診を実施し、発達に支援が必要な子どもを発達相談等適切な支援へつなぎます。	子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。 （健診回数と受診率） ・4か月児健診（個別） 97.9% ・10か月児健診（36回） 98.2% ・1歳6か月児健診（36回） 98.6% ・2歳6か月児健診（36回） 99.5% ・3歳6か月児健診（36回） 97.5% R4年度は新型コロナウイルス感染症に対して感染予防策を行いながら予定通り実施した。			子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行います。			子どもの健全な育成と障害の早期発見のため、乳幼児健診（4か月・10か月・1歳6か月・2歳6か月・3歳6か月児健診）を行いました。 （健診回数と受診率） ・4か月児健診（個別） 98.2% ・10か月児健診（36回） 99.3% ・1歳6か月児健診（35回） 99.4% ・2歳6か月児健診（36回） 97.4% ・3歳6か月児健診（36回） 96.2%					B

【目標2】 いのちと健康を守ることができる												
施策 4	達成目標	指標	成果指標			成果指標						
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
精神保健福祉対策の強化	こころの健康についての相談が、安心して気軽にできる。	精神障害者サロンの利用者数（人） ※上段は障害者福祉センター、下段は精神障害者地域生活支援センター「風」	400	450	500	358	359	138	215	250	196	
			600	650	700	494	428	231	347	343	386	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
健康づくり推進協議会・自殺対策推進会議運営事業	健康づくり推進協議会の活動を通じて、学校保健や産業保健における機関・多職種連携を強化し、市全体のこころの健康づくりを推進します。	健康づくり推進協議会を1回開催し、心の健康を含む市民の健康に関する実態調査を行うため、アンケート内容を協議し、市民3,000人、高校生、大学生、高校生を対象にアンケートを実施しました。 自殺対策関係会議を1回開催し、子ども若者の支援を行う関係課とともに、自殺未遂者支援等の取組について共有、今後必要となる取組等について意見交換を行いました。また、自殺対策推進会議において、若者の自殺未遂者が増えている現状について共有し、自殺対策の推進について検討を行いました。	健康くさつ21、草津市自殺対策行動計画とともに計画策定年度であり、実態やアンケート調査結果、これまでの取組から見える課題等を踏まえて、市全体としてこころの健康づくり・自殺対策の推進に向けた計画策定を行います。		健康くさつ21、草津市自殺対策行動計画とともに計画策定年度であり、実態やアンケート調査結果、これまでの取組から見える課題等を踏まえて、市全体としてこころの健康づくり・自殺対策の推進に向けた計画策定を行います。 ・健康づくり推進協議会開催数：3回 ・自殺対策推進会議開催数：3回						B	
【健康増進課】												
精神保健福祉対策事業【受診勧奨分】	こころの健康に関する相談を実施するとともに、関係機関と連携を図りながら保健活動を行います。	こころの健康に関する相談を受け、医療・福祉等関係機関と連携を図り、健康面、生活面からの相談支援を行いました。また、庁内関係課とともに事例検討会を開催し、支援方針の検討を通して相互理解を深め、円滑な連携ができるよう努めました。	こころの健康に関する相談を受け、医療・福祉等関係機関と連携を図り、健康面、生活面の相談支援を行います。また庁内関係課との円滑な連携が進むよう、事例検討会を開催します。		医療・福祉等関係機関と連携を図り、こころの健康に関する相談支援を行いました。また、事例検討会において、庁内関係課等とともに個別課題や地域課題を検討することで、メンタルヘルスにかかる課題について共有認識を持つとともに、それぞれの役割について相互理解を深める等、円滑な連携ができるよう努めました。 ・事例検討会開催回数：3回						B	
【健康増進課】												
障害者福祉センター管理運営事業【精神サロン分】 湖南地域地域活動支援センター事業【精神サロン分】	精神障害のある人を対象とするサロン事業を実施し、精神障害のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。	障害者福祉センターと精神障害者地域生活支援センター「風」の2箇所において、コロナ禍でもあることから、飲食や集団を避けられないようなプログラムは中止としながら、感染症対策を十分に社会参加、社会復帰を実施し、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進しました。	精神障害のある人を対象とするサロン事業について、利用者のニーズや、利用のしやすさ等を考慮したサロンの在り方について検討をしながら、精神障害者のある人の自立や社会参加、社会復帰を促進します。		受託事業所が、利用者ニーズを把握しながら参加プログラムを構成する柔軟さや利用手続きの簡易さ、また、感染症対策等を考慮するなど、事業運営における創意工夫を実施されていることから、利用者数は昨年度より増加しており、コロナ禍前の利用状況まで戻りつつあります。						B	
【障害福祉課】												
草津市スクールソーシャルワーカー配置事業	児童生徒への相談対応や環境調整、福祉制度との連携などのため、「スクールソーシャルワーカー」を各学校に派遣します。	市配置1名と特定任期付職員1名を教育研究所に配置の他、県配置の1名の計3名のスクールソーシャルワーカーが社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行いました。多くのケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行いました。 相談件数 1500件以上（のべ件数）の児童生徒及び教職員の相談に対応	令和4年度と同様に、社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行います。ケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行います。 社会福祉の専門的な知識・技術を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒個々の課題の解決に向けて支援します。市配置1名（教育研究所に配置）の他特定任期付職員2名、県配置の1名の計4名（SSW4名）		教育研究所配置の特定任期付職員1名、市委託2名、県派遣2名の計5名のスクールソーシャルワーカーが社会福祉の専門的な知識・技能を活用し、課題のある児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭・学校・地域・関係機関をつなぎ、児童生徒の個々の課題解決に向けて支援を行いました。多くのケース会議にも参加し、必要な指導・助言を行いました。 相談件数 1500件以上（のべ件数）の児童生徒及び教職員の相談に対応						B	
【児童生徒支援課】												
やまびこ教育相談室運営事業	「やまびこ教育相談室」において、不登校対応を中心とした、児童生徒への相談対応やカウンセリングなどを行います。	不登校や行き渋りを中心とする課題について、児童生徒や保護者への相談対応やカウンセリングを行い、やまびこ教育相談室において子ども達の居場所を確保しました。また、学校や関係機関とも連携を取りながらその解決を目指しました。 ・延べ保護者・子どもの支援件数 688件 ・延べ学校支援件数 338件 ・延べ総合支援件数 1,026件 ・やまびこ教室利用延人数 986人	保護者及び児童生徒向けのチラシの配布（年2回予定）やコンパスに記事を掲載していただくことを通して利用の増進を図ります。また、引き続きSSWが配置されたことで、児童生徒の在籍校や他機関との連携や協働しながら、個々のニーズに応じた柔軟な支援を展開していきます。		やまびこ教室を増室し、不登校や行き渋りを中心とする課題について、児童生徒や保護者への相談や体験活動を通じて社会的自立に向けた支援を行いました。また、学校や関係機関とも連携を取りながらその解決を目指しました。 ・延べ保護者・子どもの支援件数 777件 ・延べ学校支援件数 474件 ・延べ総合支援件数 1,251件 ・やまびこ教室利用延人数 1,037人						A	
【教育研究所】												

【目標2】 いのちと健康を守ることができる												
施策5	達成目標	指標	成果指標			成果指標						
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
保健・医療の充実	障害のある人が、必要な医療を受けることができる。	自立支援医療の受給者数（人） ※上段は更生医療、中段は育成医療、下段は精神通院医療	252	265	278	394	440	374	430	374	408	
			89	92	95	83	65	58	68	65	41	
			3, 100	3, 460	3, 820	3, 456	2, 154	2, 133	2, 341	2, 364	2, 540	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
湖南地域広域行政組合負担金事務 【健康増進課】	湖南広域休日急病診療所の運営のため、広域行政組合の負担金を提出します。	継続して広域行政組合の負担金を提出し、湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と安定した運営を行いました。 ・診療日数 72日、受診者数 4, 836人	湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と空白日なく安定した運営のため、継続して広域行政組合の負担金を提出します。			継続して広域行政組合の負担金を提出し、湖南広域休日急病診療所の診療体制の充実と安定した運営を行いました。 ・診療日数 73日、受診者数 6, 730人						B
かかりつけ医普及促進事業 【健康増進課】	草津栗東医師会および草津栗東守山野洲歯科医師会と連携して、医療や健康に関する疑問について話をする「おでかけドクターとお気軽トーク」・「おでかけ薬剤師とお気軽トーク」を実施し、かかりつけ医等の普及を促進します。	かかりつけ医等の普及促進のため、おでかけドクターとお気軽トーク等を実施しました。 ・おでかけドクターとお気軽トーク 7回 ・おでかけ薬剤師とお気軽トーク 13回 ・「かむカムフェスタ」無料歯科相談会 1回	かかりつけ医・歯科医・薬局の普及のため、出前講座等の開催を通じて、健康や薬、フレイル予防等の各テーマに沿い、ドクターや薬剤師と気軽に話をする機会を提供します。また、健康イベントにて歯科相談会を実施します。			かかりつけ医等の普及促進のため、出前講座等を実施しました。 ・おでかけ薬剤師とお気軽トーク 11回 ・「かむカムフェスタ」無料歯科相談会 1回						B
救急医療情報システム運営負担金事務 【健康増進課】	救急医療情報システムの運営に係る負担金を提出します。	インターネットでの検索システム「医療ネット滋賀」維持のための一部負担金を担い、救急医療情報の提供に寄与しました。	インターネットでの検索システム「医療ネット滋賀」維持のための一部負担金を提出します。			インターネットでの検索システム「医療ネット滋賀」および電話・FAXでの医療機関案内サービス維持のための一部負担金を担い、救急医療情報の提供に寄与しました。						B
健康相談事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防ができるよう、保健師等が生活習慣の改善にむけての相談を実施します。	40歳代の特定健診やプレ特定健診の結果、生活習慣病に関する項目が保健指導の方に事後フォローとして個別に通知し、啓発を行いました。また、自ら相談を希望して連絡してきた方に対しても生活習慣の改善に向けての指導を実施しました。 実施延べ人数：34人	電話での相談も含め、希望者と日程を随時併せるなど、生活習慣病の予防をめざした相談を実施していきます。			電話および面談を含め18件の相談を実施しました。 ・電話 7件 ・面談11件						B
健康診査事業 【健康増進課】	生活習慣病の予防と早期発見・対応を目的として、各種健（検）診を実施します。	各種けん診を実施しました。なお、個別勧奨通知や再勧奨通知の送付にあたっては、行動経済学「ナッジ理論」を取り入れ、受診率の向上に取り組みました。あわせて、集団けん診実施回数を増やしたことなどにより、各検診受診者数はコロナ禍前の水準に戻りつつあります。 （受診者数） ・メタボ予防健康診査 259人 ・肝炎ウイルス検診 502人 ・肺がん・結核検診 6, 308人 ・胃がん検診 994人 ・子宮頸がん検診 4, 247人 ・乳がん検診 2, 411人 ・大腸がん検診 5, 403人	医療機関での個別けん診を実施するとともに、集団けん診実施日程を令和4年度と比べ2回増加させます。また、Web予約システムを導入し、予約しやすい環境づくりを行います。また、行動経済学「ナッジ理論」を取り入れた個別勧奨通知を69歳までの各がん検診対象者に対して送付するとともに、一定の対象者に対し、大腸がん検便キットを送付します。子宮頸がん・乳がん検診については、節目年齢に無料クーポン券を送付し、未受診者には再勧奨通知を実施します。生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向けて周知・啓発を行います。			各種けん診を実施しました。受診率の向上に向け、行動経済学「ナッジ理論」を取り入れた個別勧奨通知を69歳までの各がん検診対象者に対して送付するとともに、一定の対象者に対し、大腸がん検便キットを送付しました。子宮頸がん・乳がん検診については、節目年齢に無料クーポン券を送付し、未受診者には再勧奨通知を実施しました。個別通知やSNS等を活用し、幅広い市民に対して、生活習慣病の予防およびがんの早期発見・早期治療に向け、周知・啓発を行い、これまでがん検診を受診していなかった市民の受診行動につながるなど、市民の健康増進を図ることができました。 （受診者数） ・メタボ予防健康診査 267人 ・肝炎ウイルス検診 591人 ・肺がん・結核検診 6, 013人 ・胃がん検診 806人 ・子宮頸がん検診 3, 944人 ・乳がん検診 2, 396人 ・大腸がん検診 5, 168人						B
歯科保健指導事業 【健康増進課】	歯科保健指導を行うほか、湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会の活動を通じて、障害のある人の歯科保健の充実を図ります。	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、事業所2か所（44名）に対して歯科保健集団指導を行いました。	湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、歯科保健集団指導を実施します。			湖南地域障害者通所施設歯科保健連絡会と連携し、事業所2か所に対して歯科保健集団指導を行いました。						B
未熟児養育医療給付事業 【子育て相談センター】	出生体重が2, 000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。	出生体重が2, 000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付しました。 （申請状況） 社保：新規48人（延べ104人） 国保：新規0人（延べ2人）	出生体重が2, 000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付します。			出生体重が2, 000g以下または医師（指定養育医療機関）の判断により入院を必要とする満1歳未満の乳児に対して、その養育に必要な医療に要する費用の一部を給付を行いました。 （申請状況） 社保：新規 45人（延べ110人） 国保：新規 3人（延べ10人）						B
自立支援医療給付事業 【障害福祉課】	障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。	障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付しました。 （給付人数） ・更生医療 374人 ・育成医療 65人 ・精神通院医療 2, 364人	今後も障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療の給付を行います。			障害のある人の医療負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付しました。 （給付人数） ・更生医療 408人 ・育成医療 41人 ・精神通院医療 2, 540人						B

【目標3】 安心して日常生活がおくれる												
施策6	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
相談体制の強化 ＜重点的取組＞ 基幹相談支援センターの設置	身近にどんなことも相談できるところがある。	障害者相談支援事業の相談件数（件）	37,770	38,914	40,092	33,785	31,367	29,530	27,820	4,572 (24,499) ※（）内、従来の集計によるもの	7,070	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業 【障害福祉課】	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。	・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。			・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築します。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行います。		・障害者福祉センターを中心として、施策分野に応じた専門的な相談窓口との連携など、総合的な相談支援体制を構築しました。 ・誰もが利用しやすい施設となるよう、適切に施設管理を行いました。					B
湖南地域地域活動支援センター事業 【障害福祉課】	湖南福祉圏域における相談支援事業の充実を図ります。	コロナ禍でもあったことから、来所相談は減少しましたが電話相談等における相談件数は増加しており、気軽に相談できる場所としてのニーズは高いことがうかがえました。また、本人だけでなく家族支援が必要なケースが増加し、関係機関との密な連携が必要な事例が多かったが、精神障害者地域生活支援センター「風」が起点となり相談支援をコーディネートすることができました。			精神障害者本人だけでなく、家族全体を支援することが必要な複雑・多様化した相談案件が増加しており、高齢分野や子育て分野等を巻き込んだ横断的な支援が必要であることから、関係支援機関との更なる連携・強化を実施し、相談支援事業の充実を図ります。		コロナ禍も明けたことから、来所相談、同行支援、訪問相談など、実際に精神障害者と直接関わって支援することが増加しました。また、虐待ケースや重複障害者支援、精神障害者の家族支援など、困難ケースと言われる事例についても訪問を頻回に行いながら、多くの関係支援機関と密な連携を図り、情報収集や情報共有を行い、相談支援事業を実施することができました。					B
発達支援センター運営事業 〔障害児相談支援分〕 【発達支援センター】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時に障害児支援利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、障害児相談支援給付費を支給します。	・子どもの発達支援や保護者の育児負担軽減のため、障害福祉サービスの利用にかかる障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援を行いました。 利用延べ人数 1,522人 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、既存の事業所の体制強化を図るとともに、新規事業所の開設につなげました。 実人数110人 延べ人数249人			・子どもの発達支援や保護者の育児負担軽減のため、障害福祉サービスの利用にかかる障害児支援利用計画を策定するとともに、サービスの利用状況の評価や相談支援を行います。 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげることで、サービスの利用にかかる相談支援の充実を図ります。		・子どもの発達支援や余暇支援、保護者の育児負担の軽減等、多様な福祉サービスのニーズに対して、障害児支援利用計画を策定し相談支援を行いました。 利用延べ人数 1,451人 ・障害児相談支援事業所体制強化費補助金を活用し、新規事業所の開設につなげ、サービスの利用にかかる相談支援の充実に取り組みました。 実人数197人 延べ人数382人					B
計画相談支援給付事業 【障害福祉課】	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画の策定、サービスの利用状況の検証と見直し等を行い、計画相談支援給付費を支給します。	障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画を策定することで、サービスを利用する上での目標や課題を明確にし、より適切で効果的なサービス利用ができるよう支援しました。 ・1,138件（計画作成率100％）			障害福祉サービスの利用ニーズは年々増加していますが、相談支援事業所と連携し、利用者全員がより適切で効果的なサービス利用ができるよう、サービス利用時にサービス等利用計画の策定を行います。		障害福祉サービスを利用する人を対象に、サービス利用時にサービス等利用計画を策定することで、サービスを利用する上での目標や課題を明確にし、より適切で効果的なサービス利用ができるよう支援しました。 ・1,125件（計画作成率100％）					B
地域相談支援給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。	対象者がいなかったため、実績なし。			ケアマネジメントを踏まえて、地域で安心して生活を送るために必要な地域相談支援サービス（地域移行支援、地域定着支援）に係る地域相談支援給付費を支給します。		対象者はいたが、実績なし。 対象者1名					B
相談支援機能強化事業 【障害福祉課】	相談支援事業が適正かつ円滑に実施できるよう専門職員を配置し相談機能の強化を図ります。	専門職員を配置し相談機能の強化を図り、一般的な相談事業に加え、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査を行いました。その結果、サービス利用を希望する人に対して遅滞なく障害支援区分の認定をし、スムーズなサービス利用に繋がりました。			専門職員を配置して、引き続き、スムーズにサービス利用ができるよう、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査に取り組みます。また、一般的な相談事業を行うことで、相談機能の強化を図ります。		専門職員を配置して、スムーズに適切なサービス利用ができるよう、障害支援区分認定に係る申請者の相談、調査に取り組みました。					B

【目標3】 安心して日常生活がおくれる													
施策7	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)		
日常生活支援の充実 ＜重点的取組＞ 生活介護のサービス量の確保	障害福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。	サービス等利用計画（セルフプランを含む。）の作成件数（件）	835	955	1,075	863	922	960	1,024	1,138	1,125		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定			令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
訪問系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給しました。 ・利用者数 居宅介護 延べ4,395人、重度訪問介護 延べ367人、行動援護 延べ697人、同行援護 延べ 335人	ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給します。			ケアマネジメントを踏まえて、必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）に係る介護給付費を支給しました。 ・利用者数 居宅介護 延べ4,696人、重度訪問介護 延べ481人、行動援護 延べ805人、同行援護 延べ 423人						B	
日中活動系サービス等給付事業 〔就労関係以外〕 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 生活介護 延べ2,800人、自立訓練 延べ290人、療養介護 延べ187人、短期入所 延べ732人	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。			ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 生活介護 延べ2,960人、自立訓練 延べ299人、療養介護 延べ180人、短期入所 延べ904人						B	
補装具給付事業 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業 障害者紙おむつ助成事業 【障害福祉課】	・補装具の購入または修理に要する費用について、補装具費を支給します。 ・軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成します。 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。	・適合した補装具を利用するために補装具費を支給しました。支給件数 259件 ・軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成しました。 支給件数 6件 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成しました。 延べ利用者数 180人	・適合した補装具を利用することで職業やその他日常生活の能率を図り、児童については、将来社会人として独立自活するための素地を育成・助長するために引き続き支給します。 ・難聴児の健全な言語及び社会的な発達を支援するために引き続き補聴器の購入又は修理に要する費用を助成します。 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成します。			・軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入または修理に要する費用を助成しました。 支給件数：6件 ・在宅の常時紙おむつを必要とする重度障害のある人に対して、紙おむつの購入費用を助成しました。 延べ利用者数：213人						B	
地域生活支援事業〔相談以外〕 【障害福祉課】	・手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳員の配置など、コミュニケーション支援を行うとともに、手話奉仕員養成講座や手話ステップアップ講座を実施します。 ・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。 ・日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給します。	・手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳員の配置など、コミュニケーション支援を行うとともに、手話奉仕員養成講座（前期）を実施しました。 （手話通訳者や要約筆記者の派遣者回数 84回、手話通訳者の配置 2人、手話奉仕員養成講座 受講者数13人（修了人数11人）） ・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行いました。 （移動支援事業 実利用者数 263人、延べ利用時間 24,091時間、日中一時支援事業 延べ利用件数22,761人、訪問入浴サービス 延べ利用人数213人） ・日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具費を支給しました。 （延べ給付件数 2,178件）	・専任の手話通訳員を配置し、手話通訳者や要約筆記者の派遣、タブレット等のビデオ通話機能を活用した遠隔手話サービスの提供など、コミュニケーション支援を重点的に行うとともに、手話通訳者の確保を目的に手話奉仕員養成講座（後期）を実施します。また、手話奉仕員養成講座に向けての勉強会も別途実施し、養成講座における学習の質を高めることを目指します。 ・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行います。			・手話通訳者や要約筆記者の派遣、手話通訳員の配置など、コミュニケーション支援を行うとともに、手話奉仕員養成講座（前期）を実施しました。 （手話通訳者や要約筆記者の派遣者回数 481回、手話通訳者の配置 2人、手話奉仕員養成講座 受講者数8人（修了人数7人）） ・日常生活用具の購入または貸与に要する費用について、日常生活用具給付費を支給しました。 延べ給付件数：2,987件 ・障害のある人が外出する時の移動支援事業、介護者の就労支援やレスパイトを目的とした日中一時支援事業、自宅での入浴が困難な寝たきり等の重度障害のある人に対する訪問入浴サービス事業を行いました。 （移動支援事業 実利用者数 291人、延べ利用時間 27,542時間、日中一時支援事業 延べ利用件数24,567人、訪問入浴サービス 延べ利用人数184人）						B	
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 【子育て相談センター】	小児慢性特定疾病の認定を受けた人（児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人）に、日常生活用具を給付します。	小児慢性特定疾病の認定を受けた人に、日常生活用具の給付を行いました。 給付件数：6件 給付内容：吸引器×2、ストーマ装具、人工鼻、頭部保護帽、紫外線カットクリーム、	小児慢性特定疾病の認定を受けた人（児童福祉法または障害者総合支援法による施策の対象とならない人）に、日常生活用具の給付を行います。			小児慢性特定疾病の認定を受けた人に、日常生活用具の給付を行いました。 給付件数：6件 給付内容：ストーマ装具×2、ストーマ装具（消化器系）、人工鼻×2、紫外線カットクリーム						B	

【目標3】 安心して日常生活がとおれる												
施策 8	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
住まいの確保 ＜重点的取組＞ グループホームの整備等の 促進	地域で安心して住み続けられ る住まいが得られる。	グループホームの利用者数（人）	82	95	110	78	86	81	107	128	137	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
居住系サービス給付事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 ・利用者数 施設入所支援 延べ697人、共同生活援助〔グループホーム〕 延べ1,466人			ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。		ケアマネジメントを踏まえて、必要な居住系サービス（施設入所支援、共同生活援助〔グループホーム〕）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。 ・利用者数 施設入所支援 延べ687人、共同生活援助〔グループホーム〕 延べ1,700人					B
公営住宅建設事業 【市営住宅課】	公営住宅の建設を通じて、障害のある人の居住の確保への寄与を図ります。	草津市公営住宅建替基本計画に基づき、建替えに向けた事前調整を行いました。			草津市公営住宅建替基本計画に基づき、建替えに向けて他市町の事例等を参考に事業を進めて行きます。		草津市公営住宅建替基本計画に基づいた建替えに向けて、入居予定者にバリアフリー住戸希望調査など、事前調整を行いました。					B
市営住宅運営事業 【市営住宅課】	公営住宅において、障害のある人に対する個別の入居要件を設けるとともに、車いす利用者向け住居を確保します。	令和4年度中に車いす利用者向け住居の空家はなく、入居者募集は行いませんでした。 なお、入居者募集にあたっては、障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行いました。			引き続き障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行います。 8月、2月の募集にて、車いす利用者向け住居の空家がある場合は、入居者募集を行います。		令和5年度中に車いす利用者向け住居の空家はなく、入居者募集は行いませんでした。 なお、入居者募集にあたっては、障害のある人等に対する抽選倍率の優遇措置を行いました。					C

【目標3】 安心して日常生活がおくれる													
施策9	達成目標	成果指標				成果指標							
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)		
家族等への支援の充実	障害のある人とともに暮らす家族が安心して生活できる。	日中一時支援事業の利用者数（人）	130	136	142	163	160	170	185	188	211		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定			令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
24時間対応型利用制度支援事業 【障害福祉課】	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を実施し、障害のある人への支援体制の充実を図ることで、家族等の介護負担の軽減を図ります。	セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施しました。例年より緊急対応が必要な事案が少なかったことから利用者数は減少しましたが、利用対応については柔軟かつ適切に行い、家族等の介護負担の軽減を図りました。			セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、障害のある人への支援体制の充実と家族等の介護負担の軽減を図ります。			セーフティネット等サービス事業（デイケア・ナイトケア等サービス事、障害福祉サービス対象外事業）を湖南地域障害者生活支援センターにおいて実施し、例年通りの利用実績であり、障害者の特性に応じた柔軟な支援体制を構築し、家族等の介護負担の軽減を図りました。					B
子育て支援事業 【子育て相談センター】	ファミリー・サポート・センターの利用に対して助成します。	障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図りました。 延べ利用者数：51件			障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図ります。			障害児が利用する際に、依頼会員への利用料の助成と、提供会員への報酬の助成を行い、障害児がおられる家庭の負担の軽減を図るとともに、地域の子育て支援の充実を図りました。 延べ利用者数：32件					B
在宅重度訪問診査事業 【障害福祉課】	重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。	対象者がいなかったため、実績なし。			重度障害のある人で寝たきり状態等の人が、障害福祉サービスの利用にあたり、医学的審査が必要な場合に、訪問診査を行うための医師の派遣を行います。			対象者がいなかったため、実績なし。					B

【目標3】 安心して日常生活がおくれる												
施策10	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
経済的負担の軽減	障害のある人の経済的負担を軽減する制度がより周知されている。	特別障害者手当等の受給者数（人）	174	184	193	190	201	210	221	243	276	
主な事業	内容		令和4年度実績		令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
高額障害福祉サービス等給付事業 【障害福祉課】	世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、申請により超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。		世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合に、超過分の金額を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。 ・支払件数 268件		国の制度改革に伴い、従前までの対象者に加え、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの令和2年4月1日以降の利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給します。		世帯における障害福祉サービス等の利用者負担額の合計額が一定の基準額を超えた場合の者に加え、法改正に伴い、一定の条件を満たす介護保険移行者に対して、利用した障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの令和2年4月1日以降の利用者負担分を高額障害福祉サービス等給付費として支給しました。 ・支払件数 332件					B
特別障害者手当等給付事業 【障害福祉課】	重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。		重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して手当を支給しました。 特別障害者手当：1,477件 障害児福祉手当：1,112件 福祉手当：31件		重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して、手当を支給します。		重度障害によって、日常生活に常時介護が必要な人に対して手当を支給しました。 特別障害者手当：1,639件 障害児福祉手当：1,130件 福祉手当：24件					B
国民年金手続等事務 【保険年金課】	障害基礎年金の受給に係る案内、手続き等を行います。		病気やけがによって社会生活が制限された人に対し、障害基礎年金の受給に関する相談を実施し、受給に必要な裁定請求書を日本年金機構へ進達しました。 (相談件数) ・窓口相談 234件 ・電話相談 49件		障害基礎年金の受給に係る案内や相談、手続き等を行います。		病気やけがによって社会生活が制限された人に対し、障害基礎年金の受給に関する相談を実施し、受給に必要な裁定請求書を日本年金機構へ進達しました。 (相談件数) ・窓口相談 205件 ・電話相談 58件					B
重度心身障害者老人等福祉医療助成事業 心身障害者福祉医療助成事業 【保険年金課】	身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。		障害者（児）・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 助成対象者数の増加により、件数と決算額が増加しました。 ・助成件数 80,032件 ・決算額 393,383千円		身体障害や知的障害のある人が医療を受けたときの費用について、健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に助成します。身体障害者手帳（1級～3級）所持者、療育手帳所持者等が対象となります。		障害者の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 ・助成件数 89,353件 ・決算額 423,732千円					B
精神障害者精神科通院医療助成事業 【保険年金課】	精神障害のある人の通院医療に必要な費用を助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。		精神障害者（児）・老人の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 助成対象者数の増加により、件数と決算額が増加しました。 ・助成件数 11,281件 ・決算額 15,980千円		精神障害のある人の通院医療に必要な費用について、助成します。精神障害者保健福祉手帳（1級または2級）所持者で、自立支援医療（精神通院医療）を受けている人が対象となります。		精神障害者の健康の保持と福祉の増進を図ることを目的に医療費を助成しました。 ・助成件数 11,751件 ・決算額 16,649千円					B
重度障害児（者）訪問看護利用助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。		対象者がいなかったため、実績なし。		在宅の重度障害のある子どもの訪問看護利用に係る費用を助成します。		対象者がいなかったため、実績なし。					D
自動車燃料・福祉タクシー運賃助成事業 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、生活行動範囲を広げ積極的に社会参加できるよう、自動車燃料費またはタクシーの料金の一部を助成します。		重度心身障害（児）者およびねたきり高齢者等が生活行動範囲を拡大することを目的とした自動車燃料費や福祉タクシー運賃等の助成を行うことにより、障害者等の積極的な社会参加促進を図りました。 交付人数：1405人		今後も、自動車燃料・福祉タクシー運賃助成が必要な方に対し、支援を続けていきます。		重度心身障害（児）者およびねたきり高齢者等が生活行動範囲を拡大することを目的とした自動車燃料費や福祉タクシー運賃等の助成を行うことにより、障害者等の積極的な社会参加促進を図りました。 交付人数：1,425人					B
在宅重度障害者住宅改造費補助金事務 【障害福祉課】	在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成します。		在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成しました。 ・助成人数 3人		引き続き在宅の重度障害のある方が、日常生活を容易にするために必要な費用を支援します。		在宅の重度障害のある人が、日常生活を容易にするための住宅改造に必要な費用の一部を助成しました。 助成人数：2人					B

【目標3】 安心して日常生活がおくれる												
施策11	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
制度の維持と適正運用	誰もがが必要な障害福祉サービスを適切に利用できる。	特別支援学校卒業時に必要な障害福祉サービスを利用できない人の数（人）	0	0	0	0	0	0	0	0		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
福祉計画推進事業 【障害福祉課】	「草津市障害者計画」に基づき、インクルーシブな地域社会づくりを推進するとともに、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」による計画的な障害福祉サービス事業量の確保を図ります。	「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、各計画の進捗状況の確認等を行いました。			「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努め、各計画の進捗状況の確認等を行います。また、次期計画に向けアンケート調査等を実施します。		「草津市障害者計画」に掲げている各施策の成果指標と、「草津市障害福祉計画・草津市障害児福祉計画」に設定している数値目標を達成できるよう努めました。また、次期計画に向けて調査等を実施しました。					B
重症心身障害者通所施設運営費補助事業 【障害福祉課】	重症心身障害者に特化した生活介護事業所の運営を支援するため、湖南福祉圏域4市で運営費を補助します。	重症心身障害者通所施設（生活介護事業所）たいよう、かなえの事業者および湖南4市で協議を行い補助を行わないこととしました。補助の算定方法を整理するため、補助対象経費等見直し検討のうえ要綱改正のための手続きを行いました。			新要綱のもと、重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいよう、かなえの運営費について、湖南福祉圏域4市で補助を行います。		重症心身障害者に特化した生活介護事業所たいよう、かなえの運営費について補助対象とし、新要綱に基づき、たいよう、かなえについて湖南福祉圏域4市で運営費の補助を行いました。					B
障害者自立支援事業所運営費補助金事務 【障害福祉課】	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。	重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給しました。			重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給します。		重症心身障害者や強度行動障害のある人等の通所支援を行うとともに、地域生活を継続できる地域基盤の充実を図るため、県内の障害福祉サービス事業所を運営する社会福祉法人等に対して加算費を支給しました。					B
湖南地域重症心身障害者生活介護施設整備事業 障害福祉サービス事業所等整備事業 障害者グループホーム整備事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域で不足が見込まれる、重症心身障害者に特化した生活介護事業所を湖南福祉圏域4市で整備します。 ・障害福祉サービス事業所等の施設やグループホームの整備に係る費用の一部を補助します。	補助金交付の対象となる事業所がなかったため、補助実績はありません。			市内で建設されるグループホームについて、国・県等の補助金に加え、市単独補助金を交付します。		補助金交付の対象となる事業所がなかったため、補助実績はありません。					D
障害者支援区分認定事務 【障害福祉課】	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用するために必要な障害支援区分認定に係る相談や調査を行うとともに、障害者総合支援法草津市審査会を運営します。	障害者福祉サービスを必要としている方が適切なサービスを受けるための適切な量利用できるように審査会委員への制度の説明、研修等を行い適正に審査できるように努めました。 ・審査件数 257件			個人情報の取り扱いに注意したうえで、審査を受ける方の状況およびニーズの把握を行い、質の高い審査が実施できる運営を行います。また、審査会の運営や障害福祉サービスの支給のあり方に関して、審査会委員の意見を聴取する機会を積極的に確保します。		審査を受ける方の状況およびニーズの把握を行い、調査員や審査会委員との連携を図りながら質の高い審査が実施できる運営を行いました。 ・審査件数 253件					B
障害者施設家賃補助事業 【障害福祉課】	障害福祉サービス事業者が障害福祉サービスを提供する施設を市内で賃借している場合に生ずる当該施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。	市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。 事業者数：8事業者			市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行います。		市内の障害福祉サービス事業者を対象に、障害福祉サービスを提供する施設の賃借料に対し、家賃補助を行いました。 事業者数：8事業者					B
滋賀型地域活動支援センター運営費補助事業 社会的事業所運営費補助事業 【障害福祉課】	薬物依存症・ひきこもりなど、障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図るため、滋賀型地域活動支援センターや社会的事業所に対して運営費を補助します。	障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。			障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター、および、社会的事業所に対して運営費を補助します。		障害福祉サービスの対象とならない人に対して、日中活動の場を提供し、地域における社会的な自立と福祉の向上を図る滋賀型地域活動支援センター（1施設）、および、社会的事業所（1施設）に対して運営費を補助しました。					B

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策1 2	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
発達支援の充実 ＜重点的取組＞ 医療的ケアが必要な子どもへの支援の充実	発達に支援が必要な子どもが、成長に応じて切れ目のない支援を受けることができる。	発達支援に係る相談件数（件）	1, 223	1, 337	1, 463	1, 069	1, 324	1, 353	1, 199	1, 378	1, 346	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
発達支援センター運営事業	・発達相談や5歳相談を実施するとともに、個別支援計画や障害児支援利用計画、相談支援ファイル等による支援情報の共有と引継ぎにより、乳幼児期から成人期までの切れ目のない相談支援を行います。 ・医療的ケアの必要な子どもに対し、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置し、支援体制を整えます。			・関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組むとともに、新たに学齢期の発達心理相談員を増員し、体制の充実を図りました。 相談件数 1,378件 ・医療的ケア児等の支援にかかるコーディネーターを配置して支援体制の充実を図るとともに、コーディネーターの役割や早期療育へのつなぎについて関係機関と協議するため、実務者会議を開催しました。 実務者会議 年1回開催		・関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みます。 ・医療、保健、保育、教育、福祉等の関係機関とともに医療的ケア児と家族の地域生活にかかる課題や支援について協議を行います。 医療的ケア児支援にかかる協議 年2回開催 実務者会議 年1回開催		・医療、保育、教育、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、乳幼児期から成人期にかけて切れ目のない相談支援に取り組みました。 相談件数 1,346件 ・医療的ケア児と家族の地域生活の課題等を協議する場において、医療的ケア児等コーディネーターの活動報告や医療的ケア児等の支援ガイドブック案について協議しました。 医療的ケア児支援にかかる協議 年1回開催 実務者会議 年1回開催				B
【発達支援センター】												
障害児通所給付事業[医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援分]	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	・医療と療育が必要な子どもに対して、サービスの利用につなげました。また、重い障害のため通所することが困難な子どもに対して、居宅に訪問して療育を行いました。 （利用者数） ・医療型児童発達支援 2人 ・居宅訪問型児童発達支援 2人			・医療的ケアが必要な子どもや障害の重い子どもが通所や訪問によるサービスをスムーズに利用することができるように保護者に対してサービスの周知や相談支援に取り組めます。		・医療的ケアが必要な子どもに対してサービスの利用につなげ、医療や療育による支援を行いました。また、重い障害や感染症のリスクがあるため事業所に通所することが困難な子どもに対して居宅を訪問して療育を行いました。 医療型児童発達支援 1人 居宅訪問型児童発達支援 1人				B	
【発達支援センター】												
湖の子園運営事業	発達面での支援や集団生活を送る上での支援を必要とする乳幼児とその保護者が通園する施設「湖の子園」により、早期から専門的な療育を行うことで、子どもの発達を促し、保護者の育児を支援します。	・湖の子園療育において子どもの発達支援および保護者の育児支援を行いました。また、湖の子園修了後に就園した園所の訪問および三者懇談実施し、地域の園生活を支援しました。 ・園所での障害児保育の後方支援として、湖の子園の専門性を活かした職員向け研修会を実施しました。 ・療育参加が望まれる乳幼児とその保護者に対して「親子体験通園」を実施し、前向きな療育利用に繋がりました。 ・湖の子園利用者数 45人 ・体験通園教室参加者 29人。うち療育利用に繋がった人数 25人 ・就学前教育・保育施設への専門相談研修実施 3回			・関係機関との連携を密にして、湖の子園における子どもの発達や障害に応じた早期療育と、その家族支援を充実していきます。また、支援を必要とする子どもが親子体験通園を利用してスムーズに療育につなげていけるようにするとともに、市内の就学前施設の加配対象職員と保護者への専門的な研修会を実施していきます。		・湖の子園において早期からの療育や保護者の育児支援を行うとともに、湖の子園修了後に就園した園所へ訪問や懇談を行い、子どもと保護者が安心して園生活を送ることができるように支援しました。 ・発達に支援を必要とする子どもと保護者に対して、親子体験通園を実施し、早期からの療育参加につなげました。 ・湖の子園の専門性を活かして就学前施設の職員や保護者を対象に研修会を実施し、園所への後方支援や保護者支援に取り組みました。 湖の子園利用者数 37人 体験通園教室参加者 35人 うち療育利用に繋がった人数 31人 就学前施設、保護者への研修実施 3回				B	
【発達支援センター】												

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける													
施策13	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)		
就学前教育・保育の充実	幼稚園、保育所（園）、認定こども園に通う子どもが、発達や障害特性に応じた支援を受けている。	保育所等訪問支援の利用者数（人）	19	22	25	15	20	19	33	41	46		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定			令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
幼稚園・認定こども園運営支援事業 特別支援教育推進事業〔幼稚園分〕	幼稚園・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配教諭等を配置するなどの支援体制を整えます。	・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について園所に検討予定児リストの提出を依頼し、園所の意向や発達相談、保護者同意の有無を把握しました。また、検討予定児リストを元に、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するように努めました。	・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、入所調整が円滑に行えるように委員会の開催回数を4回から5回に増やします。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者への支援の充実に努めます。			・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について検討予定児リスト、審議対象児名簿の二段階での提出とすることで、児童の観察、園所の意向を把握し、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するように努めました。						A	
【幼児課】													
保育所・認定こども園運営支援事業	保育所（園）・認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、加配保育士等を配置するなどの支援体制を整えます。	・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について園所に検討予定児リストの提出を依頼し、園所の意向や発達相談、保護者同意の有無を把握しました。また、検討予定児リストを元に、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するように努めました。	・保育所、認定こども園での特別支援教育・保育の推進を図るため、「草津市特別支援処遇委員会」から広く意見を聞き、支援に必要な加配配置の基準に基づき、引き続き適切な特別支援体制を確保します。また、加配配置の審議について、入所調整が円滑に行えるように委員会の開催回数を4回から5回に増やします。 ・引き続き、発達支援センターと子育て支援センター、幼児課の担当者が出席する事務局会議を行い、加配児童について情報共有、支援の方向性の検討を行います。 ・保護者へ支援の充実に努めます。			・就学前の幼児に対する保育または教育上、特別な支援が必要とされる処遇に関して「草津市特別支援処遇委員会」から広く専門的な意見を聞き、支援に必要な加配の配置の基準を定め、適切な特別支援教育・保育体制を確保しました。 ・加配配置を検討する児童について検討予定児リスト、審議対象児名簿の二段階での提出とすることで、児童の観察、園所の意向を把握し、より適切な加配申請となるように事務局会議で検討を行いました。 ・加配児の保護者との面談等の場で子どもの育ちを共有するように努めました。						A	
【幼児課】													
幼稚園・認定こども園教育指導研修事業	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、幼稚園教諭等への研修を実施します。	・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルティングを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等への理解を深め、具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルティングやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。			・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・特別支援教育研修会を実施しました。（実施回数）3回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルティングを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回						A	
【幼児課】													
保育所・認定こども園指導研修事業	特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、保育士等への研修を実施します。	・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・就学前教育サポート事業におけるスキルアップ研修を実施しました。（実施回数）1回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルティングを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回	・特別な支援を必要とする子どもへの教育・保育が充実するよう、発達支援センター等、関係機関と連携をしながら、保育教諭等への研修を行い、障害児への理解や教育・保育の質の向上に努めます。 ・障害児保育検討委員会では、4分科会に分かれて、言葉やコミュニケーション、感覚統合等への理解を深め、具体的な支援の方法について学びます。 ・就学前教育サポート事業における保育コンサルティングやスキルアップ研修を実施します。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を行います。			・発達支援センター・湖の子園と連携して発達に関する研修会を実施し、特別支援保育の充実や支援の在り方についての学びを深めることができました。（実施回数）1回 ・特別支援教育研修会を実施しました。（実施回数）3回 ・市内就学前施設に対し、支援が必要な園児に対する関わりについて、保育コンサルティングを実施しました。 ・特別支援教育研修会、医療的ケア研修会を実施しました。（実施回数）各1回						A	
【幼児課】													
子育て支援センター運営事業	就学前の子どもの保護者の相談対応などを通じて、子どもが安心して個性を伸ばしていけるよう支援します。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がりました。	専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がります。			専門職が就学前の児童がおられる保護者の相談を行い、適切に関係機関との連携を図りながら、支援の必要な児童の早期発見に繋がりました。						B	
【子育て相談センター】													
障害児通所給付事業〔児童発達支援、保育所等訪問支援分〕	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（児童発達支援、保育所等訪問支援）に係る障害児通所給付費を支給します。	子育て相談センターや障害児相談支援事業所にサービス提供事業所の周知を進め、発達に支援が必要な子どもが早期に児童発達支援を利用できるように努めました。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して保育所等訪問支援の利用につなげるため関係機関との連携に努めました。（利用者数） ・児童発達支援 201人 ・保育所等訪問支援 41人	発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、早期に児童発達支援の利用につなげるよう関係機関との連携を進めます。また、保育所や小学校等の集団生活に支援が必要な子どもに対して、保育所等訪問支援をスムーズに利用できるように取り組みます。			子育て相談センター、障害児相談支援事業所、就学前施設等にサービス提供事業所にかかる周知を行い、発達に支援が必要な子どもと保護者がスムーズに児童発達支援や保育所等訪問支援を利用することができるように関係機関との連携に努めました。 児童発達支援 236人 保育所等訪問支援 46人						B	
【発達支援センター】													

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策14	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
学校教育の充実	特別な支援を必要とする子どもが、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を受けられる。	特別な支援を必要とする子どもの個別の支援計画作成率（特別支援教育体制整備状況調査）（％）	89.7	90	91	91.7	84	73	82	88	89	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
特別支援教育推進事業	特別な支援を必要とする子どもに対して、個別の支援計画を踏まえた教育的支援を行うとともに、特別支援学校との交流活動を行います。	・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。 （引継ぎ数） ・園所→小 162件 ・小→中 137件 ・中→高 134件 ・副籍制度利用して地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けました。			・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成するにあたり、研修を行います。また、就学先・進学先へ引継ぎを行い、切れ目ない支援をめざします。 ・地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けます。副籍制度利用したものを中心として、副籍実施計画の元、地域の学校と草津養護学校で協力して学習の展開を検討します。		・個別の支援が必要な児童生徒について、保護者や関係機関と相談しながら個別の指導計画・支援計画を作成しました。また、就学先・進学先へ引継ぎを行いました。 （引継ぎ数） ・園所→小 152件 ・小→中 174件 ・中→高 141件 ・副籍制度利用して地域の小中学校と草津養護学校が連携し、草津養護学校に通う市内の児童生徒が在住する地域の子どもたちと交流する機会を設けました。					B
児童生徒支援課												
草津市教育支援委員会運営事業	本人・家族への教育相談・就学相談を行います。	・6月～8月に8日間、就学相談日を設定し、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定しました。 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、個々の必要に応じて、就学前に学校で行える具体的支援や情報提供を行いました。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えました。 （相談件数）115件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。第2回保護者説明会は、年度末に新型コロナウイルス感染防止のため、資料配布のみに変更になりました。 （就学説明会希望者）111名			・市が行う特別支援教育や特別支援学級について、就学前保護者説明会を実施します。その後、学校見学を行い就学に対する不安を減らします。 ・専門的知識を持った教育支援委員会による就学相談会を実施し、個々のニーズにこたえ、よりよい就学先を提案します。 ・入学してからの生活の見通しを持てるように、園所校と連携し、学校見学を実施します。		・6月～8月に10日間、就学相談日を設定し、就学前の幼児、中学に進学する児童、在籍異動に伴う児童生徒の相談の場として、就学相談会を設定しました。 ・特別支援学校および市内小中学校への学校見学を実施し、必要に応じて、学校での具体的支援についての情報提供を行いました。 ・その他、児童生徒の発達や就学に係る相談について、臨時に相談会を開催し、個々のニーズに応えました。 （相談件数）135件 ・就学前保護者向け説明会を実施し、就学にかかる相談や質問に対応しました。 就学前保護者向け説明会 3回開催 （就学説明会希望者）170名					B
児童生徒支援課												
教職員研修事業	多様な障害や一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育を提供できるよう、研修等を充実させるとともに、特別支援教育コーディネーターの技能向上を図ります。	・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネーターおよび、校内の特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉のサービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・特別支援教育に係る研修会 5回開催			・下記について学ぶ研修会を、5回開催し、教職員の資質向上を図ります。 ①適切な就学と進路選択に向けて ②個別の支援計画の作成と活用 ③個に寄り添った教育課程について ④その他、教職員のニーズに応じた内容		・特別な支援を要する児童生徒の見取りや、具体的支援について学ぶ場を設定し、特別支援教育コーディネーターおよび、特別支援教育担当者の資質向上を図りました。 ・障害のある児童生徒への支援や福祉のサービス等について学ぶ場を、関係機関と連携しながら設けました。 ・特別支援教育に係る研修会 6回開催					B
児童生徒支援課												

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策15	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
放課後児童対策の充実	障害のある子どもに、療育的支援を伴った、放課後等の生活と活動の場がある。	放課後等ディサービスの利用者数(人)	233	365	497	268	297	365	408	440	475	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
障害児通所給付事業〔放課後等ディサービス分〕 【発達支援センター】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な障害児通所サービス（放課後等ディサービス）に係る障害児通所給付費を支給します。	市民を対象に放課後等ディサービス事業所説明会を開催し、サービスの周知に努めました。また、質の高いサービスを提供できるように事業所同士が運営や支援について意見交換する交流会や研修会を検討する会議を開催しました。 ・利用者数 440人	市民や関係機関に制度を周知するとともに、質の高いサービスを提供できるように困難ケースについては学校や相談支援事業所との連携に努めます。また、事業所の交流会や研修会を定期的に開催します。			市民を対象に放課後等ディサービス事業所説明会を開催し、サービスの周知に努めるとともに、困難ケースに対しても質の高いサービスを提供できるように学校や相談支援事業所等の関係機関と連携しながら支援を行いました。また、事業所同士が運営や支援について意見交換する交流会や研修会を開催しました。 ・利用者数 475人					B	
日中一時支援事業〔障害のある子ども分〕 【障害福祉課】	長期休暇中や放課後に、障害のある子どもの日中活動の場を確保し、家族の就労支援や一時的な休息を図るための支援を行うとともに、医療的ケアの必要な子どもへの対応も行います。	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、障害児の日中における活動の場を確保し、障害児の家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行いました。 利用者延べ利用回数：22,761件	障害児が自立した日常生活または社会生活を営むために、引き続き、当該障害児の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援および一時的な休息を図るための支援を行います。また、事業の運営に際し、利用者および事業所からの意見を積極的に取り入れます。			日中に見守りの必要な障害児の支援や、日常的に介護をしているご家族の就労支援及び一時的な休息の確保を図るための支援を行いました。 利用者延べ利用回数 24,567件					B	
児童育成クラブ運営事業 【子ども・若者政策課】	児童育成クラブが障害のある子どもにとって、安全で安心な生活の場となるよう、関係機関と連携を図りながら保育環境を整えます。	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の職員研修会やキャリアアップ処遇改善事業研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図りました。 ・入所障害児数 64人（令和4年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数 3回 ・キャリアアップ処遇改善事業研修会 5回	児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図ります。 ・入所障害児数 71人（令和5年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数 4回（予定）			児童育成クラブが安全で安心な生活の場となるよう関係機関と連携を図りながら、障害児の保育を行うとともに、支援員等の研修会を実施し、支援員等の専門性の向上を図りました。 ・入所障害児数 71人（令和5年4月1日現在） ・支援員等研修会開催回数 4回					B	

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策16	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
文化・スポーツ活動等の促進	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数（人）	2,402	2,780	3,217	1,883	1,623	1,068	1,382	1,682	1,825	
主な事業	内容	令和4年度実績	令和5年度取組予定			令和5年度実績			令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業[余暇活動事業分] 【障害福祉課】	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。	障害者福祉センターで障害者家庭生活や地域生活に有用な訓練・趣味・文化活動・IT利用等に関する講座を企画・運営しました。（絵手紙、陶芸、生花、パソコン等） 全12講座 ・実施回数：168回 ・受講者延べ人数：1,682人	障害者福祉センターで教養文化講座を開催し余暇活動を促進します。			障害者福祉センターで障害者家庭生活や地域生活に有用な訓練・趣味・文化活動・IT利用等に関する講座を企画・運営しました。（絵手紙、陶芸、生花、パソコン等） 全12講座 ・実施回数：161回 ・受講者延べ人数：1,825人						B
障害者福祉推進事務 [全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業分] 【障害福祉課】	全国障害者スポーツ大会等出場支援補助事業の実施により、障害者スポーツを振興します。	国際大会、全国大会の出場者に対し激励金を交付しました。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者3名にお祝い金を交付しました。 ・国際大会 1件 20,000円 ・全国大会 11件 55,000円 ・優勝者 3件 90,000円	国際大会、全国大会の出場者に対し、激励金を交付します。 また、全国障害者スポーツ大会優勝者にお祝い金を交付します。			国際大会、全国大会の出場者に対し激励金を交付しました。 ・国際大会 1件 20,000円 ・全国大会 3件 15,000円						B
社会参加促進事業 【障害福祉課】	・障害者活動支援センターを運営する団体による余暇活動等支援の取組に対し、運営費の補助を行うことで、障害のある人の余暇の充実や生活力の向上を図るとともに、地域交流を促進します。 ・「いきいきふれあい大運動会」の開催や障害者団体等による各種イベントの開催支援等を行います。	・「いきいきふれあい大運動会」については新型コロナウイルス感染症により実施しませんでした。が、開催に向け関係団体等と連絡・調整し、支援を行いました。	・「いきいきふれあい大運動会」の開催にあたり障害者団体等とともに開催支援を行います。			・「いきいきふれあい大運動会」については新型コロナウイルス感染症により実施しませんでした。が、開催に向け関係団体等と連絡・調整し、支援を行いました。						B

【目標 4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける														
施策 1 6	達成目標	成果指標				成果指標								
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績								
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)			
文化・スポーツ活動等の促進	日頃から文化やスポーツに親しむ人が増えている。	障害者福祉センターで開催する「教養文化講座」への参加者数（人）	2, 402	2, 780	3, 217	1, 883	1, 623	1, 068	1, 382	1, 682	1, 825			
図書館運営事業	利用者の多様なニーズに対応した資料の収集・整備を行い、点字図書や録音図書、大活字体など適切な形態の資料での情報提供を図ります。	・録音図書、点字図書の貸し出しをしました。 （録音図書）2020冊（点字図書）96冊 ・視覚障害者や体の不自由な人など来館困難者への宅配を実施しました。 （視覚障害者ほか）25回 （施設・団体）コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし。 ・録音図書、点字図書、拡大写本を制作しました。 （録音図書）10タイトル（点字図書）2タイトル（拡大写本）5タイトル ・「声の広報（図書館便り）」を制作しました。 （制作回数）12回 ・老人ホーム・デイケアセンター等に団体貸し出しをしました。 （利用団体）3団体（貸出回数）23回（貸出冊数）208冊 ・移動図書館による福祉施設への巡回貸し出しを月に1回行いました。 【巡回回数／利用者数／貸出冊数】 渋川福祉センター 12回／49人／384冊	引き続き、利用者の多様なニーズに対応できるよう、情報収集および利用者の掘り起しを行います。資料の収集・整備を図り、利用者の読書要求に応じて、点字図書や録音図書、大活字本など適切な形態の資料での情報提供を行います。				・録音図書、点字図書の貸し出しをしました。 （録音図書）1163冊（点字図書）159冊 ・視覚障害者や体の不自由な人など来館困難者への宅配を実施しました。 （視覚障害者ほか）23回 （施設・団体）コロナウイルス感染症拡大防止のため実績なし。 ・録音図書、点字図書、拡大写本を制作しました。 （録音図書）10タイトル（点字図書）2タイトル（拡大写本）5タイトル ・「声の広報（図書館便り）」を制作しました。 （制作回数）12回 ・老人ホーム・デイケアセンター等に団体貸し出しをしました。 （利用団体）2団体（貸出回数）33回（貸出冊数）354冊 ・移動図書館による福祉施設への巡回貸し出しを月に1回行いました。 【巡回回数／利用者数／貸出冊数】 渋川福祉センター 12回／48人／286冊							B
【図書館】														
市民体育大会開催費補助事業 県民体育大会等出場支援補助事業	市民体育大会の開催を支援するとともに、県民体育大会などの各種スポーツ大会への参加を支援します。	障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民体育大会の開催を支援するとともに、県が実施する県民体育大会への参加支援等を行いました。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、やむなく開催中止となった大会等がありましたものの、感染対策を講じ、安全を確保した上で実施された競技も多くありました。	障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会（市民体育大会）の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会（県民体育大会）への参加に向けた支援等を行ってまいります。				障害者の有無に関わらず、誰もがスポーツやレクリエーション活動に参加できるよう、市民スポーツ大会（市民体育大会）の開催を支援するとともに、県民スポーツ大会（県民体育大会）への参加に向けた支援等を行ってまいりました、							B
【スポーツ推進課】														

【目標4】ともに育ち、学び、遊び、輝ける												
施策17	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
就労支援と雇用環境整備の促進	いろんな「働きたい」に応える、様々な「働く場」がある。	一般就労した障害のある人の数（人） ※上段は福祉施設から一般就労した者の数、下段は湖南地域障害者働き・暮らし応援センターの支援により一般就労した者の数	16	14	19	12	17	15	24	22	25	
		35	38	41	38	39	34	25	33	29		
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者福祉センター管理運営事業【就労相談分】 【障害福祉課】	障害福祉センターにおいて、就労相談を行います。	障害者福祉センターにおいて、障害者の就労に関する相談に対応しました。なお、相談方法は来所による相談に加え、電話、メール、FAX、文書によるやり取りにて行いました。 ・相談件数 74件			障害者福祉センターにおいて、障害者の就労に関する相談に対応します。相談方法は引き続き、来所による相談に加え、電話、メール、FAX、文書によるやり取り等、相談者の希望に応じて対応します。		障害者福祉センターにおいて、障害者の就労に関する相談に対応しました。なお、相談方法は来所による相談に加え、電話、メール、FAX、文書によるやり取りにて行いました。新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類になった事も関係し、相談件数が増加しました。 ・相談件数 96件					B
障害者就労促進事業 【障害福祉課】	・湖南福祉圏域において、職場開拓や定着支援等を行うために、湖南地域障害者働き・暮らし応援センターへ運営費補助を行います。 ・湖南地域障害者働き・暮らし応援センター、ハローワーク、関係部署と連携して就労支援・就労定着支援等を行い、障害者雇用の促進に努めます。 ・トライアル雇用、ジョブコーチ支援など障害者雇用助成制度の活用に向け、関係機関と連携して啓発や周知に取り組みます。 ・「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」なども踏まえた工賃向上に向けて支援します。	・障害者の一般就労促進や就労後のアフターフォローを充実させるため、湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助を行いました。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定しました。			・湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助をすることで、障害者の一般就労促進を行います。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定します。		・障害者の一般就労促進や就労後のアフターフォローを充実させるため、湖南福祉圏域において、「障害者就業・生活支援センター」に職場開拓、定着支援を兼ね備えた「働き・暮らし応援センター」の運営費補助を行いました。 ・障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第9条第1項の規定に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定しました。					B
就労移行支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 就労移行支援 延べ616人			ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給します。		ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労移行支援）に係る訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 就労移行支援 延べ687人					B
就労継続支援事業 【障害福祉課】	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。	ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 就労継続支援A型 延べ829人、就労継続支援B型 延べ4,268人			ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給します。		ケアマネジメントを踏まえて、必要な日中活動系サービス（就労継続支援A型、就労継続支援B型）に係る訓練等給付費を支給しました。 ・利用者数 就労継続支援A型 延べ838人、就労継続支援B型 延べ4,579人					B
企業内人権啓発推進事業 【商工観光労政課】	障害者雇用に係る企業理解を図るとともに、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問の機会を活用して、障害者雇用率制度等の周知啓発を行います。	事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問において、障害者雇用をはじめとする人権啓発を行いました。また、事業所内の研修講師を職員が務め、障害者雇用や障害への理解について周知啓発を行いました。			事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問や事業者向け研修会において、障害者雇用や障害への理解等を呼びかけるチラシや企業内人権啓発誌の配布などにより周知啓発に努めます。		事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員による事業所訪問時に障害者雇用率の段階的引上げに関するチラシを配布、また、障害者雇用をテーマに事業者向け研修会を実施し、障害者雇用や障害への理解について周知啓発を行いました。					B
精神障害者生活支援推進事業 【障害福祉課】	精神障害のある人の自立や社会復帰を支援します。	精神障害のある人の自立や、社会復帰を支援しました。 ・草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付決定者数 28人（補助額 1,173,785円） ・草津市精神障害者就業促進事業補助金交付決定者数 2人（補助額（就業支度金） 70,000円） ・草津市精神障害者就業促進事業補助金交付決定者数 1人（補助額（住居費補助金） 120,000円）			精神障害のある人の自立や、社会復帰を支援します。		精神障害のある人の自立や、社会復帰を支援しました。 ・草津市精神障害者支援施設等通所者交通費補助金交付決定者数 38人（補助額 1,671,730円） ・草津市精神障害者就業促進事業補助金交付決定者数 3人（補助額（就業支度金） 105,000円） ・草津市精神障害者就業促進事業補助金交付決定者数 1人（補助額（就業訓練協力金） 12,000円）					B
職員採用事業 【職員課】	市役所において、誰もが働きやすい職場づくりを進めるとともに、障害者雇用促進法に基づき、障害のある人の雇用を促進します。	障害のある人を配置している所属を対象に、専門家を交えた意見交換会を実施しました。法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用を計画的に行いましたが、令和4年6月1日時点では、法定雇用率は達成できませんでした。 ・草津市雇用率2.51/法定雇用率2.6 ・就労している障害のある人の数 31人			障害のある職員一人ひとりが活躍できるよう、障害者活躍推進計画に基づき、誰もが働きやすい職場づくりを引き続き進めます。また、令和5年以降、障害者雇用率の段階的な引き上げがなされることから、障害のある人の雇用を更に促進し、法定雇用率の達成を目指します。		採用時に障害の特性に配慮した配置を検討しました。また、配置後においても定期的に面談を行い、働きやすい職場づくりに努めました。法定雇用率の達成に向け、障害のある人の雇用を計画的に行いましたが、令和5年6月1日時点では、法定雇用率は達成できませんでした。 ・草津市雇用率2.40/法定雇用率2.6 ・就労している障害のある人の数 28人					B

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる												
施策18	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
情報受発信の充実	多様な媒体・伝達手段が充実し、公的サービス等の情報が幅広く受信できる。	障害福祉に関する情報の「広報くさつ（年22回発行）」への掲載回数(回)	13	14	15	13	14	14	12	16	18	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
点字新聞購読費助成事業	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。	点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成しました。 人数：1人 金額：14,000円			点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成します。		点字新聞による情報取得が必要な視覚障害のある人に対して、点字新聞の購読費の一部を助成しました。 助成人数：1人					B
【障害福祉課】												
人にやさしい広報作成事業	障害のある人へ市政情報を提供し、社会参加を促進するため、広報紙の点字版や声の広報、市ウェブサイトの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段の充実を図ります。	視覚障害のある人に市政情報を提供できるよう、声の広報や点字版広報を作成・配布しました。利用者や関係者の意見を聞き取り、配布方法について検討を行いました。 また、文字サイズ変更や音声読み上げ機能など、障害特性に応じた伝達手段を用いた、市ホームページづくりをしました。 【声の広報（月1回発行）】 ・発行枚数 月7枚 希望者（4枚）に配布するほか、図書館（2枚）、障害者福祉センター（1枚）にも設置 【点字版広報（月1回発行）】 ・発行部数 月4部 希望者（3部）に配布するほか、障害者福祉センター（1部）にも設置			・視覚障害のある人に市の補助金や事業などの市政情報を提供できるよう、利用者や関係者の意見を取り入れながら、声の広報や点字版広報を作成・配布します。 ・市ホームページの文字サイズ変更や音声読み上げ機能などによる、障害特性に応じた伝達手段について、引き続き充実を図ります。		視覚障害のある人に市政情報を提供できるよう、声の広報や点字版広報を作成・配布しました。利用者や関係者の意見を聞き取り、作成を依頼する原稿の内容や配布方法について検討を行いました。 また、文字サイズ変更や音声読み上げ機能など、障害特性に応じた伝達手段を用いた、市ホームページづくりをしました。 【声の広報（月1回発行）】 ・発行枚数 月7枚 希望者（4枚）に配布するほか、図書館（2枚）、障害者福祉センター（1枚）にも設置 【点字版広報（月1回発行）】 ・発行部数 月4部 希望者（3部）に配布するほか、障害者福祉センター（1部）にも設置					B
【広報課】												

【目標 5】 地域共生社会づくりが進んでいる													
施策 1 9	達成目標	指標	成果指標			成果指標							
			期首値	期中目標値	期末目標値	実績							
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)		
地域福祉活動の促進	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数（件）	677	761	854	702	715	696	727	684	676		
主な事業	内容		令和 4 年度実績			令和 5 年度取組予定		令和 5 年度実績		令和 6 年度取組予定		方向性	評価
社会福祉事業	・すべての市民が互いに認め合い、誰もが住み慣れた地域でその人らしく自立し、心豊かな生活を送ることができるよう、市社会福祉協議会をはじめ、様々な主体と連携し取り組みます。 ・地域福祉活動を推進するため、社会福祉関係団体の活動を支援するとともに、市社会福祉協議会におけるボランティア活動を促進します。 ・障害のある人も地域の担い手として活躍できるよう、各サービス提供者事業者等の地域貢献活動を推進します。	社会福祉関係団体を支援するとともに、福祉活動推進員の育成に向けた「草津市福祉教養大学」の実施、ボランティア活動促進に向けた団体への助成やマルシェの開催、コロナ禍でご尽力いただいている医療・福祉施設・団体へ「まごころ便」として寄付物品を応援配分する等、市社会福祉協議会と連携した取組を行いました。 ・社会福祉関係団体補助金 1,017千円 ・社協事業補助金 1,654千円 ・地域支え合い運送支援事業実施学区 5学区 ・福祉教養大学受講者 延べ157名 ・福祉教養大学大学院受講者 延べ53名 ・ボランティア団体への助成 101団体 ・ボランティアマルシェ参加者 約500名				住み慣れた地域において、誰もが安心して心豊かに生活できるよう相互に助け合って暮らす「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉の中心的な担い手である市社会福祉協議会と連携を図りながら引き続き各種取組を進めます。		社会福祉関係団体を支援するとともに、住民が主体的に取り組む支え合い活動である「地域支え合い運送」への支援や、地域福祉活動者の裾野を広げるための「福祉教養大学・大学院」の開催などについて、市社会福祉協議会と連携して取り組みました。 ・社会福祉関係団体補助金 1,017千円 ・社協事業補助金1,741千円 地域支え合い運送支援事業 5学区 福祉教養大学受講者 延べ237名 福祉教養大学大学院受講者 延べ16名 ボランティア団体活動支援（ボランティアマルシェ参加者 約500名）					B
【健康福祉政策課】													
障害福祉推進事務〔災害時要援護者登録制度分〕 防災対策事業	災害時要援護者登録制度への登録を推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。	災害時要援護者登録制度への登録を推奨するためにパンフレット等を用いて周知を行いました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し有事に備えるための防災対策に取り組みました。				災害時要援護者登録制度への登録を引き続き推奨するとともに、民生委員・児童委員や町内会等と連携し防災対策に取り組みます。		避難行動要支援者登録制度（災害時要援護者登録制度）への登録を推奨するために、広報くさつ等で周知を行うとともに、新規対象者に案内文と合わせて申請書と返信用封筒を郵送し、直接市へ提出できるよう申請者の負担軽減を図りました。また、民生委員・児童委員や町内会等と連携し、有事に備えるための防災対策に取り組みました。					B
(障害福祉課) (危機管理課) 【健康福祉政策課】													
防犯対策事業 自主防災組織育成事業	自主防犯、自主防災組織など地域での防犯・防災に係る取組を支援します。	自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行った結果、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。 ・運営事業補助 19千円（144組織） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1／3補助（76組織2,263千円） ・ホース購入補助 事業費の1／2補助（30組織3,629千円） ※補助額に上限あり				自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業にかかる費用を一部支援します。 ・運営事業補助 19千円（組織あたり） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1／3補助 ※補助額に上限あり		自主防災組織を対象に、運営事業や災害時要援護者に対する支援に必要な備品を含めた防災備品等購入事業への支援を行った結果、組織の育成強化が図れ、共助の促進につながりました。 ・運営事業補助 19千円（144組織） ・防災備品等購入事業補助 事業費の1／3補助（83組織3,436千円） ※補助額に上限あり					B
【危機管理課】													
孤立化防止対策事業	孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、予防措置を取りながらサロン活動と訪問活動を行いました。当事者向けのサロンと支援者や家族向けのサロンを開催し、孤立が懸念される世帯の支援について検討し、地域で見守りができる体制づくりを進めていくことができました。 ・訪問活動（電話相談を含む）：21件 ・サロン活動：5回／参加者155名				孤立化が懸念される障害者世帯の調査を行い、相談や必要なサービスにつなげる等の支援をするとともに、支援者間の情報共有や見守り、訪問活動の促進を図ります。また、孤立が懸念される世帯の掘り起こし方法を地域と共に検討していきます。		当事者向けのサロンと支援者や家族向けのサロンを開催し、孤立が懸念される世帯の支援について検討し、地域で見守りができる体制づくりを進めていくことができました。 ・訪問活動（電話相談を含む）：13件 ・サロン活動：5回／参加者175名					B
【障害福祉課】													

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる												
施策19	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H. 29)	(R. 2)	(R. 5)	(H. 30)	(R. 1)	(R. 2)	(R. 3)	(R. 4)	(R. 5)	
地域福祉活動の促進	地域のつながりづくりに、障害のある人の声が生きている。	障害のある人の災害時要援護者登録制度への登録件数（件）	677	761	854	702	715	696	727	684	676	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
障害者相談員活動事業 【障害福祉課】	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。	障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、相談員を21人設置し、地域での困りごとや相談に対応いただきました。 【内訳】 身体障害者相談員 14人 知的障害者相談員 5人 精神障害者相談員 2人			障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、身体障害者相談員、知的障害者相談員、精神障害者相談員を設置します。		障害のある人やその家族等からの相談に対応するため、相談員を21人設置し、地域でのイベントなどで地域での困りごとや相談に対応いただきました。 【内訳】 身体障害者相談員 14人 知的障害者相談員 5人 精神障害者相談員 2人					B
生活支援事業 【障害福祉課】	福祉機器リサイクル事業を市社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。	福祉リサイクル事業を社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進しました。 【貸出実績】 車椅子 154件			福祉機器リサイクル事業を試写会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進します。		福祉リサイクル事業を社会福祉協議会に委託し、福祉機器の有効活用を促進しました。 車椅子貸出実績：155件					B
障害者福祉センター管理運営事業【交流事業分】 【障害福祉課】	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。	障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害者福祉センターにおいて障害のある人と地域のふれあい・交流を促進しました。ふれあい交流サロンについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。 【参加者・利用者数】 教養文化講座・IT講座 1,682人 貸館事業 11,189人			障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害のある人と地域のふれあい・交流を促進します。		障害のある人の社会参加、障害と障害のある人への理解の促進を図るため、障害者福祉センターにおいて障害のある人と地域のふれあい・交流を促進しました。 【参加者・利用者数】 教養文化講座・IT講座 1,825人 貸館事業 11,807人					B
コミュニティハウス整備事業 【まちづくり協働課】	地域の支え合いの拠点となる町内会の集会所のバリアフリー化を支援します。	町内会集会所のバリアフリー化に係る改修の実施はなかったものの、次年度以降の実施を計画している町内会への相談対応を行いました。			町内会活動の拠点となる集会所のバリアフリー化にかかる修繕に向けた相談対応を実施することで、良好な地域社会の形成を図ります。		町内会集会所のバリアフリー化に係る改修を一件実施しました。 【該当】④集会所の改造・増築・修繕・耐震改修					B

【目標5】 地域共生社会づくりが進んでいる												
施策20	達成目標	成果指標				成果指標						
		指標	期首値	期中目標値	期末目標値	実績						
			(H.29)	(R.2)	(R.5)	(H.30)	(R.1)	(R.2)	(R.3)	(R.4)	(R.5)	
バリアフリー化の推進と移動の確保	行きたいところに安全かつスムーズに移動できる。	バリアのないまちづくりの満足度（市民意識調査）（%）	20	26	32	16.7	18	16.8	32.4	31.3	31.7	
主な事業	内容	令和4年度実績			令和5年度取組予定		令和5年度実績		令和6年度取組予定		方向性	評価
バリアフリー基本構想推進事業 【交通政策課】	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業について進捗管理を行い、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を計画的に推進します。	「草津市バリアフリー基本構想」に基づく各種整備事業について、関係機関や関係課に令和4年度までの進捗状況や令和5年度の実施予定の確認を行うと共に、事業計画の進捗管理を行いました。 また、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、主要な建築物や都市公園、路外駐車場等のバリアフリー化を推進しました。			引き続き「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業についての進捗管理を行うとともに、駅周辺の重点整備地区内の歩道等を中心に、バリアフリー化を計画的に推進します。		「草津市バリアフリー基本構想」に基づく整備事業についての進捗管理を行いました。 また、草津駅、南草津駅周辺の重点整備地区を中心に、すべての人が安全に快適に移動できる環境づくりを目指し、バリアフリー化を推進しました。					B
福祉有償運送運営事業 【交通政策課】	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用します。	「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体からの継続更新申請に基づき協議会を開催し、申請内容の審査を行いました。 更新登録団体 2団体			「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体等からの継続更新申請や、新たな団体からの新規登録申請に基づき協議会を開催します。 更新登録予定団体 1団体		「草津市福祉有償運送ガイドライン」に基づき、福祉有償運送制度を運用し、既登録団体からの継続更新申請に基づき協議会を開催し、申請内容の審査を行いました。また、新たな団体からの新規登録申請に基づき協議会を開催しました。 更新登録団体 1団体 新規登録団体 1団体					B
社会参加促進事業〔自動車改造分【本人運転】〕 自動車改造支援事業 【障害福祉課】	・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害者のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。	重度身体障害者が就労等のために自動車を所有する場合に、その自動車の改造に要する経費に対して自動車改造費の補助を行いました。 また、重度身体障害のある方の外出支援のための自動車改造についても補助を行いました。 ・本人運転補助件数 1件 ・らくらくケアカー（介助者運転）補助件数 4件			・重度身体障害のある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。 ・重度身体障害者のある人の外出を支援するために自動車の改造を行う必要がある場合に、その改造費用の一部を助成します。		重度身体障害者が就労等のために自動車を所有する場合に、その自動車の改造に要する経費に対して自動車改造費の補助を行いました。 また、重度身体障害のある方の外出支援のための自動車改造についても補助を行いました。 ・本人運転補助件数 1件 ・らくらくケアカー（介助者運転）補助件数 3件					B